

2013 年 9 月 11 日

「LT会」会報第 13-12 号(総 131 号)

上海 LT コンサルティンググループ

中国(上海)自由貿易試験区設立について

2013 年 3 月に李克强総理が上海視察後に打ち出した上海での自由貿易試験区の設立に関する報道が熱を帯びている。特に、自由貿易試験区でどのような開放政策があるのかという点に関心が集まっている。7 月 3 日に国務院常務委員会を通過した中国(上海)自由貿易試験区全体案により、自由貿易試験区の概要が徐々に明らかになりつつある。

自由貿易試験区では、外資企業設立に関する行政審査が一時停止され、届出管理が実施される見通しである。これは、外資企業設立には中国当局の認可が必要という大原則の変更を意味する。これにより、従来型の税関特殊管轄区域よりも自由な経済活動ができるようになるであろう。本稿では、現時点での公開情報を基に、自由貿易試験区に関する諸政策と外資企業の関わりを中心に整理したい。

1. 中国(上海)自由貿易試験区設立に関する最近の動き

図表1:2013 年以降の法案審議状況

時期	説明
2013 年上半期	商務部と上海市人民政府は国務院の関連部門と共に「中国(上海)自由貿易試験区全体案」(草案)を決定し国務院に申請。
2013 年 7 月 3 日	「中国(上海)自由貿易試験区全体案」が国務院の常務会議を通過。
2013 年 8 月中下旬	国務院が「中国(上海)自由貿易試験区」設立を正式認可。 同試験区においての一部法規に定めた行政審査事項の調整について全人代常務委員会に申請。
2013 年 8 月 26 日	第十二期全人代常務委員会第四回会議において、商務部高虎城部長が「国務院の中国(上海)自由貿易試験区等において関連法規の暫時停止に関する決定」(草案)の趣旨説明、同草案を審議。
2013 年 8 月 30 日	全人代常務委員会が「国務院の中国(上海)自由貿易試験区において関連法規に定めた行政審査の暫時停止に関する決定」を可決。同決定は 2013 年 10 月 1 日から施行。

(注1)「中国(上海)自由貿易試験区全体案」は非公開。

(注2)「全国人民代表大会常務委員会の国務院の中国(上海)自由貿易試験区において関連法規に定めた行政審査の暫時停止に関する決定」の執行期間は 2013 年 10 月 1 日から 2016 年 9 月 30 日までの三年間。

全文は中国政府 HPhttp://www.gov.cn/jrzq/2013-08/30/content_2477971.htmを参照。

2. 中国(上海)自由貿易試験区の範囲

中国国内にはこれまで、保税区、輸出加工区、保税物流センター(A 型、B 型)・保税物流園区、保税港区・綜合保税区(設置順)という税関特殊管轄区域が設置されてきた。同区域では税関による封鎖監督管理が実施されている。その代わり、関税・増値税の取扱い、通関手続き及び外貨管理について、一般地域よりも優遇された措置を享受できる。

中国(上海)自由貿易試験区は、既存の 4 つの税関特殊管轄区域(上海外高橋保税区、上海外高橋保税物流園区、洋山保税港区及び上海浦東空港綜合保税区)により構成され、総面積は 28.78k m² となる見込みである。

3. 外資企業に関する改革事項

中国(上海)自由貿易試験区では、これまで商務部及び国家發展改革委員会、並びにその下部機関による行政審査及び認可が必要とされた諸手続きが届出のみに簡素化される。

図表2に示すとおり、簡素化される手続きは外資企業の設立や経営期限等の重大事項の変更に集中している。現段階で明らかにされているのはここまでであるが、金融、貿易、物流等の分野が順次開放されるとともに、税務、外貨管理等の関連政策が整備されるものと思われる。政府関係部門の今後の動向に注目したい。

図表2:外資企業別の改革事項

企業タイプ	対象手続	調整内容
独資企業 (100%外資)	設立申請	行政審査を一時停止し、届出管理とする。 (具体的な措置は、関連政策は今後公布される予定)
	分立・合併又はその他重要事項変更申請	
	経営期限申請	
中外合弁企業	設立申請	
	合弁期限延長申請	
	解散申請	
中外合作企業	設立申請	
	協議・契約・定款の重大変更申請	
	合作企業契約の権利義務譲渡申請	
	経営管理委託審査	
	合作期限延長申請	

以上